

白馬中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

学校教育において今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、LINEなどを利用した新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

このため本校では、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を示すとともに、いじめ早期発見の手だてやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示し、いじめ問題を学校全体として正しく理解し、対応するため、「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

1 いじめに対する基本認識

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動全般の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許されることのない行為である。
- ③ いじめは他人には気づきにくいところで行われることが多いため、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという認識は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する場合がある。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や人権感覚、指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめを未然に防ぐために

いじめ問題への対応においては、「いじめが起らない学級・学校づくり」、すなわち未然防止に取り組むことが最も重要である。そのために、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、生徒相互の好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画し実施する。

(1) 生徒や学級の様子をとらえる

未然防止への取組のためには、生徒たち個々の状況や学級・学年・学校の実態の把握が必要である。

- ①生徒たちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていく。
- ②生徒及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査等を、必要に応じて実態把握のために用いる。
- ③配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う。

(2) 未然防止の基本 その1 - 生徒主体の協同的な学びづくりに向けた授業改善

重点1「向学の気風を高めます」の具現化

未然防止の基本は、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。まずは生徒が学校で過ごす中で一番長い授業の時間を充実させることが基本である。すべての生徒が参加・活躍できる協同的な学びを実現することで、学習に関わるストレスを軽減し、いじめなど生徒指導上の問題の未然防止につなげる。

- ①めあてをはっきりした、わかる授業づくりを目指すとともに、生徒一人ひとりに参加・活躍の機会を設けたり、生徒相互が関わりのもてる協同的な学びを実現する。
- ②チャイム着席、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など、学習習慣や学習規律を身につけさせる指導を、教職員の共通理解の下に進める。
- ③授業改善のために職員研修を深める。
※模擬授業や異教科グループによる授業づくり研究を中心に据え、各自が授業を公開していくことを目指す。また、授業スキルアップ研修なども積極的に活用する。
- ④学習指導と生徒指導の一体化を図り、生徒を取り巻く問題を授業で解決していく。

(3) 未然防止の基本 その2 - 互いに認め合い、支え合う集団を育てる

重点3「グッド・コミュニケーションを築きます」の具現化

主体的な活動を通して、生徒たちが自分自身を価値ある存在と認め大切に思う「自尊感情」を感じとれるようにする取組が大切である。教職員が生徒達に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒たちが自己存在感や充実感をもつことにつながり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえで大きな力となる。

- ①道徳教育の充実により、他人を思いやる心や人権意識をはぐくみ、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる。
※各学期一回はいじめに関する内容を扱う。
- ②人権教育を充実させることで、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではないことを生徒たちに理解させる。
- ③授業や学年・学校行事をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫したり、SSTを行ったりすることを通して、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを進めたり、他者との望ましい関わり方を学ぶことを通したりして、自己肯定感を育成する。

- ④教職員の共通理解を深めることで、温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していく。そのために、生徒と向き合う時間を確保するとともに、気軽に相談や話ができる職場の雰囲気醸成する。
- ⑤教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」という自己肯定感の醸成につながる。逆に、教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることに留意する。
- ⑥休み時間や昼休みなどには職員ができるだけ教室にいて生徒とともに過ごすよう心がける。また、次が空き時間の場合には、休み時間にできるだけ教室にいて、次の教科担任にバトンタッチするよう心がける。

(4) 命や人権を尊重する豊かな心や、自己有用感・自己肯定感の育成

重点2「白馬の良さを実感させます」の具現化

- ①ボランティア体験を勧めることで、他者の役に立つことを自分の喜びとする経験を通じて、自己有用感・自己肯定感を育成する。
- ②ふるさと学習やキャリア教育を通して、地域の一員としての自覚をもてるようにする。
- ③地域と連携してシチズンシップ教育を推進し、社会の中に生きる一員としての自覚をもてるようにする。
- ④家庭でのしつけを大事にしてもらうとともに、家庭でのお手伝いの励行を促す。

(5) 生徒会との連携

- ①生徒会と連携し、教職員からだけでなく生徒自身から、いじめを許さないというメッセージを発信する。
- ②機会を捉えて、生徒会が中心となる人権に関する集会活動を行い、生徒の意識啓発をはかる。

3 いじめの早期発見のために

(1) いじめの早期発見の基本

いじめを早期に発見するための基本は、①生徒の小さな変化に気づくこと、②気づいた情報を確実に共有すること、③（情報に基づき）速やかに対応すること、である。生徒の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかくながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対にしない。

(2) 早期発見を、どのように進めていくか

- ①気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、学年職員などを中心に情報（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を共有し、対応を考える。「早期認知」「早期対応」を心掛けることで、いじめの深刻化を防ぐ。
- ②生徒の小さな変化を敏感にとらえる。
※生徒の表情の変化、学級日誌の記述、「向学の風」（生活ノート）の記述、保健室の様子、昼休みなどを利用した教室や廊下での雑談など
- ③普段から生徒の状況を把握するためのアンケートや定期的な教育相談を行う。
生活アンケート、人権（いじめ）アンケート、QU検査、教育相談、スクールカウンセラーの活用など

- ④生徒が教職員に相談してくれた場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのないよう気をつける。やっとの思いで相談したのに、うるさがられた、後で話を聞くと行って対応してもらえなかった等の対応が無いようにする。聞いた内容は、5W1Hを簡単にメモし、後で情報を共有できるようにする。
- ⑤教職員に直接相談するのをためらうような生徒のために、電話相談の窓口等を周知する。
- ⑥保護者と協力し、家庭で気になる様子はないかを把握する。そのために、相談窓口を周知するなど積極的に保護者からの相談を受け入れる体制をつくる。
- ⑦地域の方から通学時の様子について情報を寄せてもらえる体制についても工夫する。

4 いじめに対する対処の仕方

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、生徒の社会性の向上等、人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが大切であるという考え方で対応し、その後の経過も見守り続ける。教職員全員の共通理解の下、保護者とも協力して、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。

(1) 暴力的な行為や暴力を伴ういじめを目撃した場合

- ①速やかに止めることを最優先する。生徒が遊びやふざけだと言っても、暴力的行為を止める。
- ②その後は、何が起きていたのか、どのような対応を行ったかをいじめ対策委員会（以下委員会）の担当者に速やかに報告し、指示を仰ぐ。

(2) いじめの疑いがあるような行為が発見された場合

- ①委員会がいじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもとに事実関係の把握を行う。
- ②いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害児童生徒の指導など、問題の解消まで委員会が責任を持って対応する。

(3) 被害生徒・保護者への対応

- ①いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも原因があるという考え方は一切せず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ②保護者には事実関係について家庭訪問等により迅速に伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ③併せて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、SC、SSW、警察など外部専門家の協力を得る。
- ④いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

(4) 加害生徒・保護者への対応

- ①いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

- ②事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して対応を行えるよう保護者の協力を求める。
- ③いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体や財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。その際、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ④いじめの状況に応じて、教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、教育委員会による出席停止や懲戒措置、また、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた生徒に対しても、学級会や集会等により、自分の問題として捉えさせる。学級全体にいじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を養う。
- ②いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ③同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。
- ②早期発見の観点から、教育委員会等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ③生徒が悩みを抱え込まないように、法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の窓口など、関係機関の取組についても周知する。
- ④インターネットや携帯電話・スマホ等を利用したいじめなどについては、情報モラル教育を進めるとともに、保護者の理解と協力を求めていく。

啓発のための講演会、積極的な情報発信、PTAの組織や活動の活用など

※ネットいじめについては県教育委員会心の支援課から出されている「いじめ対応充実の手引き」を参考に対応する。

5 教職員の人権感覚を高めるための取組 (年度当初の職員確認事項)

- (1) 生徒への体罰・暴言、セクハラは厳禁である。
- (2) 人権を尊重し、常に公平公正に生徒に接する。
「見捨てない」「見逃さない」「見下さない」「見放さない」「生徒を呼び捨てにしない」
- (3) 高圧的な態度やマイナス加算グラフや成績表の掲示などは厳禁である。
- (4) 常に教室環境に配慮し、清潔で学習環境に適した教室にする。
 - ①教室は生きた教材や作品に囲まれた学びの場であること。
 - ②机椅子が下校時には整頓され、気持ちのよい朝のスタートがきれる場であること。
 - ③教室を汚さない指導をするとともに教職員自身も生徒とともに環境美化に努める。

6 重大事案への対応

学校は重大事態が発生した場合、直ちに村教育委員会に報告し、迅速かつ適正に組織的対応をする。そのため、学校危機管理マニュアルを整備しておく。

- ① 事案発生直後に教職員の共通理解を図り、速やかに学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を中核とし、対応チームを組織する。
- ② 関係児童生徒への事実確認と関係児童生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導。
- ③ 関係機関等（警察・医療・消防・教育委員会・PTA等）への緊急連絡と支援の要請、連携体制の構築。
- ④ いじめられた児童生徒の安心・安全の確保、学習やその他の活動が安心して行える環境整備、学校体制での見守りと、スクールカウンセラー等による心のケアの継続。
- ⑤ いじめた児童生徒へ、毅然とした対応をして自分の行為の責任を自覚させる指導を、健全な人間関係を育むことができるような配慮のもと継続して実施。

